特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
26	子育て応援給付金支給に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相馬市は、子育て応援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県相馬市長

公表日

令和7年10月7日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	子育て応援給付金支給に関する事務				
②事務の概要	令和6年度相馬市子育で応援給付金支給事業実施要綱に基づき子育で応援給付金支給を実施している。 (目的) 物価高騰等の影響を受けている子育で世帯に対して、子育で応援給付金を支給することにより、子育で世帯の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。 (事務) ・支給対象世帯の抽出 ・支給対象世帯への通知書送付、支給対象世帯へ交付 ・申請書受付 ・申請書の内容を審査し、交付決定して、申請者に交付				
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー、児童手当システム				
2. 特定個人情報ファイル名	2				
宛名情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める命令 第74条				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 160の項				
5. 評価実施機関における	担 <mark>当部署</mark> 担当 <mark>部署</mark>				
①部署	保健福祉部こども家庭課				
②所属長の役職名	こども家庭課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	相馬市企画政策部企画政策課 〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2218				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	相馬市保健福祉部こども家庭課 〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3 0244-37-2204				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		.満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			17年1月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和	7年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	〕 重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
			T + PA /)			
2. 特定個人情報の入手(1	情報提供ネットリークシス 	ナムを通じた人	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ਂ (委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	際には4情報又は住所を含むる を行った上で、上司による最終	3情報による照会を確認をして、その	登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会を行う を行うことを厳守している。また、作業者と担当者によるダブルチェック 記録を残している。さらには、特定個人情報を含む書類などは、施錠 のことから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と				

9. 監査								
実施の有無		[0]	自己点検	[]]内部監査	[〕外部監査	
10. 従業者に	対する教育・	啓発						
従業者に対す	る教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている	
11. 最も優先	度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は	は重点項目評価	を実施する
最も優先度がる対策	高いと考えられ	<選択版 1) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 8)	特定個人情報の漏えに 技> 目的外の入手が行われる を認託先における不正な を話先における不正な を話先は供・移転が行 青報提供ネットワーク 情報提供ネットワーク 特定個人情報の漏えに が業者に対する教育・	れるリスク 事務に必 不正に使 は使用等の けわれるリ システムで システムで い、滅失・!	マへの対策 を要のない情報 を用されるリスク のリスクへの対策 によっての対策 によってはいかが にはいる。 を通じて目的が を通じて不正な	との紐付けが行 つの対策 策 委託や情報提供ネ の入手が行わ 提供が行われ	ットワークシステムを通 れるリスクへの対	じた提供を除く。)
当該対策は十	分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を 2)十分であ 3)課題が残	入れている る されている	
判断の	根拠	理的安全 報は、施 み使用ロ	情報セキュリティポリ 全管理措置、技術的多 錠できる書棚に保管 可能となるよう業務端: 最の漏洩、滅失、毀損	そ全管理措 することを 末上の設!	昔置を講じてい 徹底している。 定を行っている	る。また、特定(。さらに、USB <i>。</i> 。以上、これら	個人情報を含む書 メモリは、事前に許 の対策を講じてい	類などの個人情 可を得た媒体の

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明